

## 様式

## 委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年9月27日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等 <input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	静岡県
3. 市区町村名	御前崎市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	<a href="https://www.city.omaezaki.shizuoka.jp/kurashi/kurashi_tetsuduki/koseki/my_number/index.html">https://www.city.omaezaki.shizuoka.jp/kurashi/kurashi_tetsuduki/koseki/my_number/index.html</a>

執行機関名 御前崎市長

子どもの医療費助成に関する事務

## 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	御前崎市子ども医療費助成要綱による医療費の助成に関する事務であって要綱で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		御前崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例 別表第1 第1の項 御前崎市子ども医療費助成要綱による医療費の助成に関する事務であって要綱で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第1条	御前崎市子ども医療費助成要綱(平成21年御前崎市告示第69号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのつとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。	第1条 この公示は、子どもの疾病を早期に発見し適切な治療を受けさせ、もって疾患の慢性化の予防を促進し、併せて保健者等の経済的負担の軽減を図るために、治療に要する医療費の助成を行い、子どもの健全な育成に付与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		御前崎市子ども医療費助成要綱(平成21年御前崎市告示第69号)